

上海市における納税申告期限の再延長及び企業所得税確定申告期限等の延長について

1. 上海市における納税申告期限の再延長

2022年6月1日から全面的なロックダウン解除が進む上海市ですが、結局、ロックダウン期間中に復工申請が認められた会社を除く多数の会社が、4月及び5月の2ヶ月間に渡り、会社に出社できない事態に陥りました。このため、2022年5月27日付で、上海市税務局より4月、5月及び6月の申告納税期限再延長に関する通告が公表されました。具体的な内容は、以下のとおりです。

- 一、月ごと、または四半期ごとに申告する納税者について、4月、5月及び6月の申告納税期限を6月30日まで延長する。
- 二、納税者は疫病の影響により、4月、5月及び6月の申告納税期限内に申告を行うことが困難な場合、法に基づいて税務機関に対して申告の延長を申請することができる。納税者は国家税務総局上海市電子税務局上の(「我要办税」-「税务行政许可」-「对纳税人延期申报核准」)を通じて延期申告手続きを行うことができる。

上記の4月、5月及び6月の申告対象は、それぞれ2022年3月度、4月度及び5月度となります。

2. 上海市における企業所得税確定申告期限等の延長

1に合わせて2022年5月20日付で、上海市税務局より2021年の企業所得税確定申告期限についても延長の通知が公布されました。さらに、2022年6月1日付で、工商年検及び連合年検の報告期限についても延長の通知が公布されました。上海市の会社が2021年度の年次業務として実施すべき内容と申告期限は以下の通りとなります。

項目	報告先	通常期間	延長措置
企業所得税 確定申告	主管税務機関	1月1日～ 5月31日	1月1日～ 6月30日
個人所得税 確定申告	主管税務機関	3月1日～ 6月30日	なし
工商年検及び 連合年検	市場监督管理局・商務委員会・統計局・ 税務総局・税関・財政局・外貨管理局	1月1日～ 6月30日	1月1日～ 9月30日

※2020年1月に施行された外商投資法により、2019年度分から、連合年検は工商年検で使用される企業情報信用システムを通じて、市場监督管理局から各関連機関に対して情報共有が行われることとなっています。そのため、各機関に対する個別の年度報告の実施は不要となっています。

1及び2の影響により、6月度に実施する財務税務関連業務は大幅に増加します。くれぐれも処理誤りや処理漏れにはご注意ください。



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。